

## ○放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1章～第6章（略） 別紙1・別紙2（略） 別紙3（第7条関係）</p> <p>衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することができる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送（以下「東経110度CS放送」という。）であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。</p> <p>(1) 東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(3)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(2)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとし、かつ、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経110度CS放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とし、<u>使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上のものを優先するものとする。また、本号の審査により認定された申請と同時に東経110度CS放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業</u></p>	<p>第1章～第6章（同左） 別紙1・別紙2（同左） 別紙3（第7条関係） （同左）</p> <p>1～5（同左）</p> <p>6（同左）</p> <p>(1) 東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(3)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(2)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとし、かつ、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経110度CS放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が0.25以上のものを優先するものとする（<u>ただし、優先しようとする全ての申請について、現に割り当てることが可能である周波数を使用して指定することができる場合に限る。</u>）。</p>

務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア 申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経 110 度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を当該認定の日から起算して6月を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数

イ 申請者が申請と同時に当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている当該申請者の東経 110 度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第 97 条第 3 項の規定に基づく指定事項変更申請（当該認定の日から起算して6月を経過する日までにトランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数のうち削減されるものの数

(2) (1)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経 110 度C S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とし、使用するトランスポンダ数が 0.25 である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記 3 の審査を行うものとする。また、(1)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経 110 度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。なお、申請者が申請と同時に当該申請に

ア 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として東経 110 度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数。

イ 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている東経 110 度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第 97 条第 3 項の規定に基づく指定事項変更申請（トランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数。

(2) (1)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、高精細度テレビジョン放送を行う東経 110 度C S放送の衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記 3 の審査を行うものとする。また、(1)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経 110 度C S放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ついて認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経 110 度 C S 放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等により廃止等する予定の当該業務に係るトランスポンダ数を使用することにより、東経 110 度 C S 放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とし、使用するトランスポンダ数が 0.25 である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る周波数を指定することができるものとする。

(3) (2)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、使用するトランスポンダ数が 0.25 である高精細度テレビジョン放送を行う東経 110 度 C S 放送の衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記 3 の審査を行うものとする。また、(2)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経 110 度 C S 放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること等によって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

(4) (3)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請について、次に掲げる順序により、上記 3 の審査を行うものとする。また、(3)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経 110 度 C S 放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていることによって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア 東経 110 度 C S 放送の既存の放送番組の画質の向上を目的

(新設)

(3) (2)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請について、次に掲げる順序により、上記 3 の審査を行うものとする。また、(2)の審査及び本号の審査を経て認定された申請と同時に東経 110 度 C S 放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていることによって、新たに指定することのできる周波数が生じる場合も同様とする。

ア (同左)

とする申請であって、次のいずれにも該当すること。

(ア) 申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経 110 度CS放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を当該認定の日から起算して6月を経過する日までに廃止する旨を届け出ていること。

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

(5) 上記2(4)及び3(9)の規定は、高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 東経 110 度CS放送に係る衛星基幹放送の業務を行う申請に関する比較審査を行う場合については、上記3(14)の規定は適用しない。この場合においては、上記3の審査については、上記3(14を除く。)に掲げる基準のほか、衛星基幹放送における

(ア) 申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として東経 110 度CS放送の既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ていること。

(イ)・(ウ) (同左)

イ (同左)

(4) 上記2(4)及び3(9)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(9)の基準の審査に当たっては、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなす。

(5) (同左)

(6) (同左)

(7) (同左)

(8) 上記3(14)の規定は、衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務を行う申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する比較審査を行う場合に限り、当該申請に係る高精細度テレビジョン放送の業務に係るトランスポンダ数から次に掲げるトランスポンダ数の合計を引いたトランスポンダ数がより小さいものであることとする基準について審査を行うこととする。

ア 申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を当該認定の日から起算して6月を経過する日までに廃止する旨を届け出ているもの  
に係るトランスポンダ数

イ 申請者が申請と同時に当該申請について認定を受けることを停止条件として行っている当該申請者の東経110度C S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の規定に基づく指定事項変更申請（当該認定の日から起算して6月を経過する日までにトランスポンダ数を削減するものに限る。）に係るトランスポンダ数のうち削減されるものの数

(10) 上記3(15)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日までの申請の  
上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して6月を経過する日の属する月の末日である申請と同程度とする。

(11) (略)

7 (略)

(新設)

(9) (同左)

7 (同左)